

## シンポジウム

# 小学校における「教科担任制」を考える

### 【シンポジウム】

#### 話題提供者

川原 陽子（庄原市立比和小学校 ※ 発表時 庄原市立小奴可小学校）

小加本広記（呉市立両城小学校）

福政 武彦（環太平洋大学）

#### 司会・進行

米沢 崇（広島大学）

実施日：令和5年1月8日（日） 14:15～15:50

会場：広島大学教育学部 L205

2021（令和3）年7月、中央教育審議会初等中等分科会義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議の「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」では、「国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべきである」と報告されています。また、教科担任制の指導形態として、中学校並みの完全教科担任制、学級担任間の授業交換、特定教科における教科担任制、学級担任とのTeam Teachingの4分類が示されています。

この報告では、教科担任制の導入により、「専門性の高い教科指導を通じて、教育のさらなる質の向上を図るとともに、学校における働き方改革を実現する」との意義が示されました。

具体的には、児童の学力向上、複数の教員が多面的に児童を見ることによるきめ細かな指導の実現、中学校への移行をスムーズにする「中1ギャップ」の緩和、教員の働き方改革などがメリットとして挙げられています。

一方で、適材適所になるのか、人材確保ができ

るのか、新たに専科指導教員は確保できるか、学級数が少ないなど自校だけで取り組めるか、学級経営上の問題はないのか、など現場から挙げられる懸念材料も少なくありません。

そこで、初等教育カリキュラム学会第7回退会シンポジウムでは、「小学校における『教科担任制』を考える」というテーマを設定いたしました。シンポジストには、教科担任制に取り組んだ実践経験をおもちであったり、管理職や教育行政職の立場から検討されていたりと、多様な側面から教科担任制に関する話題提供をいただけるただけの方々にお集まりいただきました。本シンポジウムで、小学校に導入される「教科担任制」について、その運用上の課題や問題点を明らかにしつつ、今後のよりよい方策について検討する契機といたしました。

なお、話題提供者である福政氏が当日ご欠席となったため、福政氏の許可を得て、司会者が「神戸市の取組から見る教科担任制」について紹介をさせていただきました。

教科担任制に取り組む推進校では、学校の規模・実態を踏まえた時数を合わせての担任の授業交換が行われています。例えば、小規模校の例では、

加配教員が3・4年生の社会を担当，体育と理科を単元ごとに交換が行われています。中規模校の例では，3学級で授業交換，社会・理科・家庭・書写で交換が行われています。大規模校の例では，5クラスを2クラスと3クラスに分けて授業交換，2学級グループは社会・理科で交換，3学級グループは社会・理科・外国語・書写で交換，担任外教員が5年の家庭と6年道徳を担当といった取り組みが行われています。

推進校の成果と課題として，児童アンケートより，「勉強への興味がわいて，やる気が出る」「専門的なことが聞けて，授業が楽しい」「担任以外のいろいろな先生に相談ができる」「中学校での教科担任制に慣れることができる」といったメリットや，「担任の先生に相談しにくくなった」「先生によってやり方が違うので分かりにくい」「質問しようと思ってもあまり時間が取れない」といったデメリットが報告されています。

保護者アンケートより，「専門を生かした授業で子どもの学習意欲，理解が深まった」「学年での進具合や内容にばらつきが出ない」「教員の負担が減り，子どもたちと関われる時間が増えることを願う」「例えば高学年女子が，女性教員に相談しやすい」といったメリットや，「低学年では，いつでも見守ってもらえる担任とのつながりを重視してほしい」「子どもの特性や状態の確認の情報共有をしっかりとしてほしい」「教科担任制になっても，これまでのように深く関わってほしい」といったデメリットが報告されています。

教員アンケートより，「一つの教科の教材研究にかけられる時間が増えた」「複数回授業を行うので，上手くいかなかった点を修正できる」「どのクラスも一貫した指導と評価ができる」「いろいろな児童の特性等の理解ができ，その配慮について相談できる」「職員室で児童についての話題が多くなった」「自分の学級の課題を他の教員から気付かせてもらえる」「学級崩壊の防止や学年集団づくりに有効」といったメリットや，「時間割を組んだり，変更したりするのがたいへん」「指導したことのない教科が生まれるのは不安。得手不得手ができる」「教科担任制を推進するには教員数を増やすことが必要」

「業務の負担が偏る面がある」「教科担任制を推進しすぎると，担任学級の児童理解がしづらくなる」「生徒指導など，急な出来事への対応が難しい」「単学級の学校では異学年での授業交換となり，教員の負担が増加する」といったデメリットが報告されています。

(文責・米沢 崇)

## 学級づくりと教科担任制

川原 陽子

(庄原市立比和小学校 ※ 発表時 庄原市立小奴可小学校)

### 1. 小学校の教科担任制の中で学級づくりはどう変わっていくのか

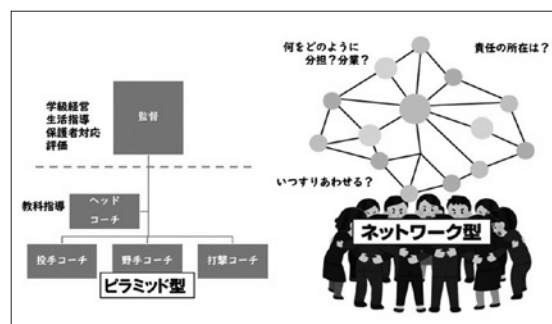
まず，令和の小学校の教科担任制は，従来の教科担任ということばのもつイメージとどう違うのかについて共通理解が必要です。

教科担任というと，中学校の教科担任やこれまで小学校でも実施していた専科の授業を思い浮かべる場合も多いですが，それらとの差異を明らかにしておく必要があると考えます。

その大きな違いの一つとして，関わる教師の役割や在り方があります。先に述べた従来の学級経営では，たとえ専科で担当する教師がいたとしても，担任がその学級において，すべてを把握し，指導・支援を行っていくというスタイル「階層型組織」に比べて，これから行っていく教科担任制では，それぞれの教科を担当する教師が主体として子供たちにかかわる「ネットワーク型組織」として学級・学年を経営していく必要があります(図1)。

もちろん，その学級にかかわる教師が目指す子供像を共有し，担任と情報を共有しながらではありますが，自律的に指導するという意識がないと，

図1 発表スライド(川原)①



その場その場での指導がスピード感をもってできなくなってしまう。トラブルが起きた時に、担任に報告し、解決のために取り組むといったことは現実的に難しいです。担当する教科の中で起こることはある程度その担当教師が解決し、積極的に授業を通して学級づくりを行う責任も担う必要もあります。

## 2. 教科担任制の実際

こう考えると教科担任制は難しいのかという印象をもたれるかもしれませんが、教育課程の半分、もしくは三分の二は、担任ではない複数の教師が授業を担当する令和の小学校の教科担任制では、たくさんの教師が子供たちに関わることとなり、特に高学年の児童の発達欲求には合っていて、児童や保護者にもまずまず評価されているとも聞いています。教える教科数が少なくなることで、深く教材研究する時間が取れたり、学年経営という意識が生まれやすくなるのも、令和の小学校の教科担任制のよさです。必ずしも、教師の専門の教科を担当するわけではありませんが、授業の質の向上にも寄与できていることも児童の学ぶ意欲や関心を高め、そのことで学習集団として子供たちが育つこともよさだといえます。

教科担任制を積極的に進めている学校では、次のような工夫をして担当の時間割を設定していることも聞いた。

- ・国語は担任が担当する。
- ・算数を担当する教師を熟考する（先に決める）。
- ・担当する教科によって授業時数にバラつきはできるが、敢えて揃えない。
- ・低学年から、教科担任制に慣れさせるため、授業だけでなく、例えば、朝読書の時間に、担任が交代して教室で読み聞かせをしたり、交換授業、合同授業などを設定したりする。

このあたりの先進校の実践は大変参考になります。その学年の児童の実態、教師集団の状況によって様々に工夫する中で、教科担任制のよさを発揮できるといえます。

## 3. 担任の役割は変わるのか

それでは、令和の教科担任制において、学級づくりを行う上で、担任はどのような役割を果たす必要があるのでしょうか。学級づくりはどのようなおこなうのかということについて考えてみてください（図2、図3）。

図2 発表スライド（川原）②

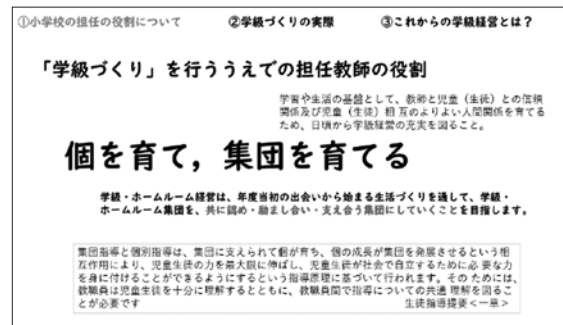
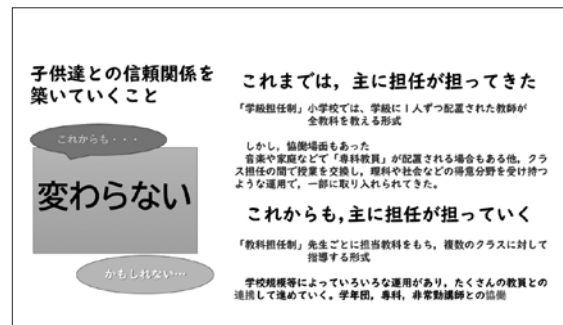


図3 発表スライド（川原）③



教科担任制を行う学年組織は、従来の階層型組織のように階層構造をもたないネットワーク型をイメージして進めていく必要があると先述しましたが、その場合、役割分担や責任の所在が曖昧になるということも起こりやすいです。その学年の教職員間である程度のガイドラインやこんな場合どうする？といったリスクマネジメントのための共通認識が必要です。

また、多くの教職員で関わるとしても、子供たちにとって主に伴走者としての役割を担う人は必要です。たくさんの大人がかかわるからと言ってその関わりが薄まってしまっただけでは伴走者の役割は果たせないからです。特に、子供たちとはもちろんですが保護者との信頼関係を築いていくことについては、やはり工夫が必要です。

誰が、いつ、どのように学級の子供たち、もしくは集団に関わっていくのか、見極めたり、見通

しをもって伴走したりしていくのが担任の役割となるのかもしれませんが（図4, 図5）。

図4 発表スライド（川原）④

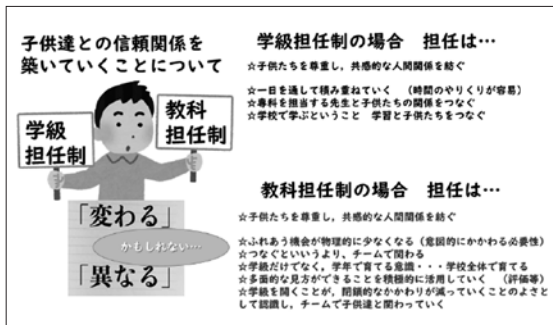
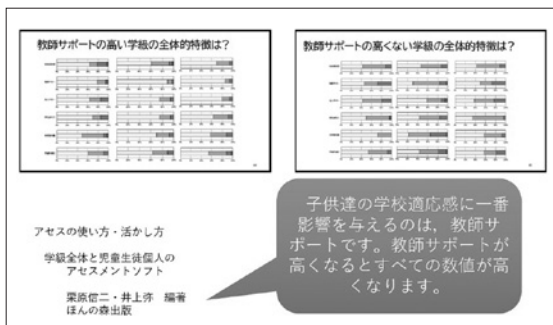
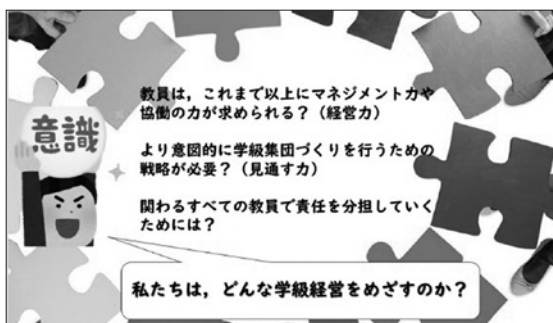


図5 発表スライド（川原）⑤



関わる教科担と連携をうまく行いながら、情報を共有し、児童や学級に必要な取組を適宜行っていく担任のマネジメント力は今後大きく問われるのではないのでしょうか（図6）。

図6 発表スライド（川原）⑥



（文責・川原 陽子）

## 学校ではない「現場」から見えた教師不足

小加本 広記（呉市立両城小学校）

### 1. はじめに

令和4年1月末に文部科学省より公表された『「教師不足」に関する実態調査』によると、令和3年度の始業日時点で全国の公立小学校で不足している教師の数は、1,218人だと示されています。教師

数の不足は、以前から問題視されていますが、未だに解消されていません。現状のままであれば、教師不足はさらに深刻な事態につながると言えるでしょう。

## 2. 教師不足の背景

教師の数の不足は、臨時的任用教職員や会計年度任用職員が確保しにくい状況になっているために生じています。

### 2.1. 臨時的任用教職員の場合

臨時的任用教職員の確保が困難な背景の一つとして若い世代の教師の採用人数の増加に伴う「産休・育休」の増加が挙げられます。「産休・育休」の取得者増加により、代わりに勤務する臨時的任用教職員（以下、「代員」という）の必要数が増えることとなります。また、育休期間を最大3年とする制度や男性教師の育休取得を可能とする制度など、少子化の解消、教師自身の子育ての充実につながると考えられる制度が、代員の需要を高める状況を後押しする形になっています。さらに「病休・休職」の場合にも代員は必要のため、病休者や休職者の数によっては、代員が必要な状況が高まることになるのです。

また、臨時的任用教職員の高齢化も臨時的任用教職員の確保を困難にしています。体力の低下による臨採への自信の低下や介護や孫の世話などの家庭の事情などから退職や会計年度任用職員としての採用を希望し、臨時的任用教職員の全体数が減少することにより臨時的任用教職員の確保が困難になっています。

一方で、臨時的任用教職員に若い世代の方がいないわけではありません。一定数いますが、その中から採用試験に合格し、正規採用されることで、臨時的任用教職員の全体数が減ることが起こります。

この他の要因として、令和4年1月に文部科学省より発表の『「教師不足」に関する実態調査』には「特別支援学級数が見込み数より増加したこと」、「病休者数が見込み数より増加」なども示されています。また、40人学級から35人学級への移行も教師の数が今以上に必要になることを示唆してい

ます。

## 2.2. 会計年度任用職員の場合

会計年度任用職員においても、高齢化による任期満了後の離職や任用形態の異なる会計年度任用職員としての採用を希望する状況があるため、会計年度任用職員の確保も容易なことではありません。

会計年度任用職員は多様な学校の実情や児童の実態に合わせて必要な指導や支援を行うために措置されるため、任用形態により必要な要件が異なります。言い換えると、必要な要件を満たさなければ採用に至らないため、このことが会計年度任用職員の確保を困難にしているとも言えるのです。

## 3. 人材確保のために

令和4年4月20日付の事務連絡「文部科学省総合教育政策局教育人材政策課による「教師不足に対応するための教員免許状等に係る留意事項について（依頼）」には、臨時免許状の適切な授与について「深刻化している小学校における教師不足への対応として、中学校教諭の普通免許状を所持する者に小学校の臨時免許状を授与する、過去免許状を取得したものの免許状の未更新により免許状が失効又は休眠状態となっている者に臨時免許状を授与することなどが考えられる」と述べられています。

このうち、「中学校教諭の普通免許状を所持する者に小学校の臨時免許状を授与する」ことは、以前から所属先で取り入れられていた方法であり、人材確保に大きく貢献していました。ただし、臨時免許状は、取得から3年を超える場合は更新手続きが必要となります。そのため、代員としての任用期間が1年必要なところを、その1年の途中で臨時免許状の効力が切れる日を迎える場合は、その日までを一旦の任用期間とし、更新された臨時免許状で残りの期間の任用ができるように手続きを行うというような場合が出てきます。このような手続きを行うためには、まず、臨時免許状所持者一人一人の臨時免許状の有効期間の把握が必要です。このことは臨時免許状所持者が多くなれば多くなるほど、その把握の難易度が上がること

を意味しています。

また、臨時免許状の更新の申請は更新の1か月前からという条件がありました。その期間で、更新に必要な書類の準備、更新された臨時免許状の発行、引き続き勤務するための手続き、辞令書等の学校への送付等を完了させる必要があるのですが、十分な時間と言えるものではありませんでした。臨時免許状の所持者が増えていくと、更新の申請は更新の1か月前からという条件が更新手続きのハードルを上げることになると考えられます。

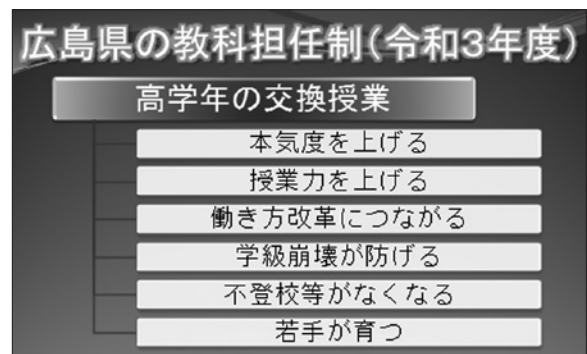
臨時免許状の活用は人材確保を進めるにあたり、有効な考え方だと思いますが、手続きの方法や条件の改善を図ることが必要です。

## 4. 令和3年度広島県の教科担任制

文部科学省初等中等教育局による「令和5年度概算要求主要事項 新しい時代の学びの環境整備」からは、外国語や理科などの特定の教科の専科指導を充実させることが、国が目指している教科担任制の姿だと読み取れます。これは、特定の教科については今以上に教師の数がなくなることの意味します。

一方で、令和3年度広島県教育委員会は、小学校教科担任制推進事業を実施しています。これは、第6学年あるいは高学年における交換授業による教科担任制です。この教科担任制の関係者からは、次のような成果があったとの回答を得ました（図7）。

図7 教科担任制（令和3年度広島県）の成果



課題の一つとして、時数調整が挙げられていましたが、これは、1学期取り組むことで慣れ、解消可能な課題とのことでした。

（文責・小加本 広記）

## おわりに

本シンポジウムでは、小学校に導入される「教科担任制」について、その運用上の課題や問題点を明らかにしつつ、今後のよりよい方策について検討しました。まず、福政先生より、実際の小学校における教科担任制の取り組みの成果と課題について情報提供いただきました。つづいて、川原先生からは、教科担任制と学級づくりとの関連についてご報告いただくとともに、管理職の立場から校内の組織づくりについてご報告いただきました。最後に、小加本先生からは、学校ではない教育委員会という「現場」での経験から、教科担任制を導入する上での人材確保の困難さと人材育成

の重要性についてご報告いただきました。

さらに、シンポジウム後半のフロアーを交えての質疑応答では、学校現場で従来から取り組まれている交換授業、専科、時間割の工夫とこれからの教科担任制との関連に関する活発な議論が行われました。この他に、教科担任制の運用における学校裁量の在り方、教員不足（確保）や働き方改革に及ぼす教科担任制の影響といった学校組織の在り方についても、フロアーからも実践事例について話題提供いただきながら議論を深めることができました。

（文責・米沢 崇）